第十条の六第一項中「の二種免許状、養護教諭の二種免許状」を「、養護教諭」に、「栄養教諭の二種免許状」を「栄養教諭の一種免許状若しくは二種免許状」に改め、「それぞれの」及び「別表の」の下に「専修免許状又は」を、「単位数のうち」の下に「その者が有し又は所要資格を得ている一種免許状又は」を加え、同条第二項中「場合」の下に「（一種免許状を有している者又は一種免許状に係る所要資格を得ている者が専修免許状の授与を受けようとする場合を除く。）」を、「規定する」の下に「授与を受けようとする専修免許状又は」を加え、同条第三項中「の一種免許状、養護教諭の一種免許状」を「、養護教諭」に、「栄養教諭の一種免許状」を「栄養教諭の専修免許状若しくは一種免許状」に改め、「それぞれの」及び「規定する」の下に「一種免許状又は」を、「別表の」の下に「専修免許状又は」を加える。

第三十六条第一項に次の一号を加え、同条第二項中「及び第四号」を「、第四号及び第五号」に改める。

五　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の教育委員会

附則第三十四項中「第一号又は第二号」を「第二号又は第三号」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　教育職員免許法施行規則第四条及び第五条の改正規定　平成二十三年四月一日

二　教育職員免許法施行規則附則第三十四項の改正規定　平成二十二年四月一日

（経過措置）

第二条　平成二十三年三月三十一日において教育職員免許法別表第一備考第五号イに規定する認定課程を有する大学（次項において「課程認定大学」という。）の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、この省令による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、この省令による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

2　平成二十三年四月一日以後に課程認定大学に入学した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法第百八条第七項、第百二十二条又は第百三十二条の規定により課程認定大学に編入学した者、大学を退学した後に課程認定大学に入学し当該退学までの在学期間が修業年限に通算された者及び大学を卒業した後に課程認定大学に入学し当該卒業までの在学期間が修業年限に通算された者を除く。）以外の者であって、平成二十六年三月三十一日までに、旧規則第五条に規定する福祉の教科についての教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、新規則第五条に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則別記第四号様式中「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第九号）」の下に「附則」を加える。

（教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年文部科学省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第三条中「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）」の下に「第八十八条の規定により当該大学が定める期間を当該大学の修業年限に通算された者、同法」を加える。

○文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号

自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）の施行に伴い、並びにエコツーリズム推進法（平成十九年法律第百五号）第八条第一項及び第十条第一項の規定に基づき、エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

文部科学大臣　川端　達夫
農林水産大臣　赤松　広隆
国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

エコツーリズム推進法施行規則の一部を改正する省令

エコツーリズム推進法施行規則（平成二十年文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第五号中「第十三条第一項」を「第二十条第一項」に、「同条第三項第十号」を「同条第三項第十一号」に、「同条第三項第十一号に規定する指定動物」を「同条第三項第十三号の規定に基づき環境大臣が指定したもの」に、「第十四条第一項」を「第二十一条第一項」に、「第二十四条第一項」を「第二十二条第一項」に、「海中公園地区」を「海域公園地区」に改め、同条第六号中「海中特別地区」を「海域特別地区」に改める。

第六条第一号中「第十三条第三項第十三号」を「第二十条第三項第十六号」に、「第十四条第三項第一号」を「第二十一条第三項第一号」に、「第十五条第一項」を「第二十三条第一項」に改める。

附　則

この省令は、自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。

○厚生労働省令第三十七号

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「六万五千四百円」を「六万四千四百八十円」に改め、同項第二号中「四万九千百八十円」を「四万八千四百九十円」に改め、同条第二項中「一万三千六百九十円」を「一万三千五百円」に改める。

第十五条第一号中「百三十五万八千円」を「百三十四万九千円」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第三十八号

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項、第三十条第一項及び第二項第七号、第三十一条第一項、第三十二条第一項、第三十三条、第三十四条第一項、第三十七条、第三十八条第一項及び第四項、第四十八条第一項並びに第五十条、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第八条第二項、独立行政法人の組織、運営及び管理に係る共通的な事項に関する政令（平成十二年政令第三百十六号）第五条第二項並びに高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）第四条、第十七条及び附則第十六条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日

厚生労働大臣　長妻　昭